

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

沼津警察署長 豊田 昌

2 入札に付する事項

- (1) 入札番号 第3号
- (2) 業 務 名 沼津警察署清掃外業務委託
- (3) 業務場所 沼津市平町19番11号
- (4) 業務概要 庁舎清掃業務  
建築物環境衛生管理業務
- (5) 業務期間 令和2年8月1日から令和3年7月31日まで

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格「営業種目2, 4, 5, 細目1, 3, 23」を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札参加資格申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、庁舎等管理業務委託業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 県内に業務を確実に履行できる本社又は営業所等を有すること。
- (6) 平成26年度以降に、公共施設の同種の庁舎等管理業務の委託を元請として施行した実績を有すること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）2条第2号に該当する団体
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、貸金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

#### 4 入札説明書等の配布

(1) 配布時期

令和2年6月30日（火）から令和2年7月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで。

(2) 配布場所

〒410-8508 沼津市平町19番11号

沼津警察署会計課

電話 055-952-0110 内線231

(3) 配布方法

上記(2)の場所において無料で直接配布する。

#### 5 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により、申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和2年6月30日（火）から令和2年7月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで。

(2) 提出書類

入札参加資格申請書、競争入札資格審査結果通知書の写し及び3(6)で記した契約書の写し。

(3) 提出場所

4(2)に同じ。

#### 6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和2年7月22日（水）午後1時30分

(2) 入札執行場所

〒410-8508 沼津市平町19番11号

沼津警察署4階講堂

電話 055-952-0110 内線231

(3) 入札方法

郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書及び入札参加資格確認通知書

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。また、落札決定に当たっては、100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満切捨）の合計額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。

(8) 契約書作成の要否

要

7 その他

- (1) 当該契約は、長期継続契約である。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、沼津警察署会計課(電話番号 055-952-0110 内線231)とする。
- (4) 詳細は入札説明書による。